二　資産の流動化に関する法律施行令の一部改正関係

1　資産取得に係る規制の見直し

鑑定評価義務への一本化の対象となる土地又は建物に関する権利等として、土地又は建物の賃借権、地上権その他の土地又は建物の使用収益権及び信託の受益権（分割されていないものに限る。）であって土地若しくは建物又は当該使用収益権のみを信託するものを定める等、特定資産の価格調査に関する規定の整備を行うこととした。（第一五条及び第三三条関係）

2　資産流動化の応用スキームの促進

社債的受益権について、変動金利による分配を受けることができることとする等、社債的受益権の発行条件に関する規定の整備を行うこととした。（第五二条関係）

三　投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部改正関係

1　資産取得に係る規制の見直し

鑑定評価義務への一本化の対象となる土地又は建物に関する権利等として、土地又は建物の賃借権、地上権及び信託の受益権（分割されていないものに限る。）であって土地若しくは建物、当該賃借権又は地上権のみを信託するものを定める等、特定資産の価格調査に関する規定の整備を行うこととした。（第一六条の二、第一八条、第二八条、第一二二条の二及び第一二四条関係）

2　その他

金融商品取引法施行令の裁判所の禁止・停止命令の申立てに係る裁判管轄の拡大に係る改正等に準じて、所要の規定の整備を行うこととした。（第一三五条及び第一三六条関係）

四　その他関係政令の一部改正関係

地方税法施行令、租税特別措置法施行令、所得税法施行令、法人税法施行令、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二三〇条第一項に規定する特例旧特定目的会社に関する政令及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法施行令について、所要の規定の整備を行うこととした。

五　この政令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二三年一一月二四日）から施行することとした。

◇環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（政令第三四〇号）（環境省）

1　特定届出等がなされている、本政令において新たに追加する対象事業の本政令の施行の日以後の軽微な変更等については、環境影響評価法施行令（平成九年政令第三四六号）第一六条を準用することとした。（第二二条関係）

2　環境影響評価法の対象事業に、風力発電所の設置の工事の事業及び発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業のうち、出力が一万キロワット以上のものを第一種事業として、七、五〇〇キロワット以上一万キロワット未満のものを第二種事業として追加することとした。（別表第一関係）

3　風力発電所の設置の工事の事業等における軽微な修正等は、発電所の出力については一〇パーセント以上増加しないこと、修正前の対象事業実施区域から三〇〇メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこととすることとした。（別表第二関係）

4　風力発電所の設置の工事の事業等における軽微な変更等は、発電所の出力については一〇パーセント以上増加しないこと、変更前の対象事業実施区域から三〇〇メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと、発電設備の位置については一〇〇メートル以上移動しないこととすることとした。（別表第三関係）

5　この政令は、平成二四年一〇月一日から施行することとした。

◇厚生年金基金令の一部を改正する政令（政令第三四一号）（厚生労働省）

1　厚生年金基金における指定基金の要件として、直近に終了した事業年度の末日における年金給付等積立金の額が、責任準備金相当額に一〇分の八を乗じて得た額を下回っている場合を加えることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十三年十一月十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百三十八号

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十九号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十三年十一月二十四日とする。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
法務大臣　平岡　秀夫
財務大臣　安住　淳

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十三年十一月十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百三十九号

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十九号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第一条　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十三条の四」を「第三十三条の四の三」に改める。

第二条の十二の三第四号ロ中「この条」の下に「及び第三十三条の四の三第二項第二号」を加える。

第六章中第三十三条の四の次に次の二条を加える。

（売付け又はその媒介若しくは代理及び募集又は売出しの取扱いに準ずる行為）

第三十三条の四の二　法第百七十一条の二第一項に規定する政令で定める行為は、売出し又は私募の取扱いとする。